

電気通信事業法施行規則等の一部改正 (電気通信事業法第40条に基づく認可対象等の見直し)

令和7年1月
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- 電気通信事業法第40条においては、電気通信事業者が電気通信業務に関し、**外国政府等との間の重要な事項を内容とする協定又は契約を締結、変更又は廃止しようとする場合には、総務大臣の認可を要する**ことが定められている。
- 電気通信事業法第40条における重要な事項は、電気通信事業法施行規則第27条において定められている。
- 今般、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可の対象等について、「接続料の算定等に関する研究会」（座長：相田 仁 東京大学特命教授）での議論を踏まえ、**電気通信事業法施行規則、電気通信事業報告規則及び電気通信事業法関係審査基準の一部を改正**するもの。

改正対象

- 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）
- 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）
- 電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。）

（参考）接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書（令和6年9月12日）

第9章 市場変化に対応した外国政府等との協定等に関する見直し

3. 考え方

①認可対象の見直し

（略）

<携帯電話の国際ローミング（音声・データ）について>

（前略）以上を踏まえれば、携帯電話の国際ローミングについては、音声ローミング・データローミングともに利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務と考えられることから、音声ローミングについて引き続き認可対象とするとともに、データローミングについて認可対象とすることが適当である。

（略）

②事業者間精算料金の変更に係る認可

（前略）事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については、事後報告のみとすることが適当である。

③その他

事業者からは、認可対象となるサービスごとに審査基準を明確化することを希望する旨の意見があった。

総務省においては、認可対象の見直しを行う際には、審査基準についても見直しを行うことが適当である。

審査基準について見直しを行う際には、携帯電話の国際ローミングについては、GSMAのルールに基づき事業者間で協定が締結されており、日本側事業者のみが不当に高い事業者間精算料金を設定される恐れがないこと、衛星通信については、IRU契約により衛星回線を電気通信回線設備として設置する場合には、IRU契約で使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定が前提となっていること等を踏まえた審査基準とすることが適当である。

- 施行規則第27条において、電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可の対象となる重要な事項を定めているところ、以下の改正を行う。
 - 携帯電話の国際ローミングについて、音声ローミングに加えて、データローミングを認可対象とする。
 - 協定等に基づく電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額（以下「事業者間精算料金」という。）の変更のみを内容とする協定等の変更について認可不要とし、報告規則に基づく事後報告のみとする。

改正案

（外国政府等との協定等における重要事項）

第二十七条 法第四十条の総務省令で定める重要な事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約（当該電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額のみを変更するものを除く。）にあつては、提供する電気通信役務の種類、対地及び当該電気通信役務の提供に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額
 - イ 国際電話等（電気通信事業報告規則第一条第二項第二十号に規定するものをいい、音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限りに、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）
 - ロ 衛星移動通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第五号に規定するものをいい、音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限りに、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）
 - ハ 携帯電話における国際ローミングサービス（電気通信事業者と外国政府又は外国人若しくは外国法人との提携により、一方の当事者が携帯電話サービスを提供する国又は地域において当該一方の当事者の携帯電話サービスの提供を受ける利用者が、他方の当事者が携帯電話サービスを提供する国又は地域において、当該一方の当事者の携帯電話サービスを利用する場合に使用する移動端末設備と同様の移動端末設備を用いて、当該他方の当事者の音声伝送役務（その内容を蓄積することなく通信を行うものに限りに、交換取扱人を介した通話その他付随的なものを除く。）又はデータ伝送役務の提供を受けることを可能とするサービスをいい、仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）を提供する電気通信事業者が提供するものを含む。）
- 二 （略）

様式第20

（略）

（表略）

注1 「電気通信役務の種類」には、電気通信事業法施行規則第27条第1項の号の細分の別を記載すること。

2 （略）

規定の趣旨

- ・ 電気通信事業法第40条に基づく外国政府等との協定等の認可の対象について、現行の施行規則においては、電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約の一部の事項と、本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定又は契約が認可対象とされている。
- ・ 電話等の役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約について、具体的には、国際電話、衛星移動通信サービス及び携帯電話の国際ローミングの提供に関する提携を内容とする協定等が認可対象となっているところ、携帯電話の国際ローミングについて、音声ローミングに加えて、データローミングの提供に関する提携を内容とする協定等を認可対象とする。
- ・ また、事業者間精算料金の変更を内容とする協定等の変更について、現行の施行規則においては、値上げの場合は認可対象、金額が増加しないことが明らかな場合は認可不要（報告規則に基づく年度末報告の対象のみ）とされているところ、事業者間精算料金の変更のみを内容とする協定等の変更については認可不要とし、報告規則に基づく事後報告のみとする。

- 報告規則第5条及び様式第24において、外国政府等の協定等の報告について定めているところ、携帯電話の国際ローミングについて、音声ローミングに加えて、データローミングを認可対象にすること等に伴い、所要の改正を行う。

改正案

(卸電気通信役務の提供に関する報告)

第四条の九

1～6 (略)

7 第四項の規定による契約約款の公表は、その実施の日から、営業所その他の事業所(商業—登録簿に登録した本店又は支店に限る。—)において閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(外国政府等との協定等の報告)

第五条 電気通信事業法第四十条の認可を受けた電気通信事業者は、様式第二十四により、毎報告年度経過後二月以内に、当該報告年度に締結し、又は変更した外国政府又は外国人若しくは外国法人との間の協定又は契約について、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第24 (第5条関係)

(表略)

- 注1 国際電話等及び衛星移動通信サービス(音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限る。付随的なサービスを除く。以下同じ。)並びに携帯電話における国際ローミング(その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。以下同じ。)に関する協定又は契約について記載すること。
- 2 「締結・変更の別」の欄には、締結(基本契約(割引契約(基本的な契約に追加して行う契約であり、当該基本的な契約に基づく料金に優先して適用する料金を定めるものをいう。以下同じ。))以外のものをいう。以下同じ。))、締結(割引契約)、変更(基本契約)又は変更(割引契約)と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。
- 3 「サービスの種類」の欄には、国際電話等、衛星移動通信サービス又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。
- 4 「対地」の欄には、国際電話等において第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。
- 5 「精算料金(国際計算料金を含む。)」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。ただし、主要な料金体系のみを記載することを妨げない。
- 6・7 (略)
- 8 その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 9・10 (略)

規定の趣旨

- ・ 報告規則第5条において、電気通信事業法第40条の認可を受けた電気通信事業者は、様式第24により、毎報告年度経過後2月以内に、当該報告年度に締結し、又は変更した外国政府等との協定等について、書面等により総務大臣に提出することとされている。
- ・ 今般、携帯電話の国際ローミングについて、音声ローミングに加えて、データローミングの提供に関する提携を内容とする協定等を認可対象とすることに伴い、様式24の注について、所要の改正を行う。
- ・ その他、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者が提供する卸電気通信役務の契約約款の公表について、所要の改正を行う。

- 改正省令の施行日は令和7年4月1日とする。また、施行規則の改正については、施行日以後に行われる協定等の締結、変更及び廃止から適用し、報告規則の改正については、令和7年度に係る報告から適用する。
- なお、携帯電話の国際ローミングについてデータローミングを認可対象とすることに伴い、施行日前に締結又は変更済みのデータローミングに係る協定等について、附則様式にて総務大臣に提出を行うこととする。

附則案

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、同条第三号に規定する電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約（以下「協定等」という。）であって第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十七条に規定する重要な事項を内容とするものをこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、施行日前においても、同法第四十条の認可に係る申請をすることができる。

(経過措置等)

第三条 新施行規則の規定は、施行日以後に締結し、変更し又は廃止しようとする協定等について適用する。

2 第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が令和七年六月一日以後である報告から適用し、報告期限が令和七年五月三十一日以前である報告については、なお従前の例による。

第四条 電気通信事業者は、附則様式により、令和七年五月三十一日までに、新施行規則第二十七条第一号ハに掲げる電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定等のうち施行日前に締結し、かつ、この省令の施行の際現に効力を有するもの（新施行規則第二条第二項第二号に規定するデータ伝送役務の提供に関する提携を内容とするものに限り、令和七年五月三十一日までに、附則第二条の申請を行っているものを除く。以下「報告対象契約」という。）について、報告対象契約に係る協定書又は契約書の写しを添えて総務大臣に提出しなければならない。

附則様式

外国政府等との協定等の報告

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

国名	外国政府又は外国人若しくは外国法人	基本契約・割引契約の別	協定等締結年月日	サービスの種類	対地	精算料金			協定又は契約の有効期間	備考
						通貨	金額	課金単位		

- 注1 携帯電話における国際ローミング（付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。
- 「基本契約・割引契約の別」の欄には、基本契約又は割引契約と記載すること。
- 「サービスの種類」の欄には、「携帯電話における国際ローミング」と記載すること。
- 「精算料金」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。ただし、主要な料金体系のみを記載することを妨げない。
- 「協定又は契約の有効期間」の欄には、始期及び終期を年月日で記載すること。有効期間が明確に定められていない場合にはその旨を注記すること。
- その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 「国名」、「外国政府又は外国人若しくは外国法人」及び「対地」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

- 施行規則の改正に伴い、外国政府等との協定等の締結、変更等の認可に係る審査基準を改正する。

改正案

第1章 総則

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7) 報告規則 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)をいう。

第11章 外国政府等との協定等の締結、変更等の認可

(趣旨)

第18条 法第40条の規定により**外国政府又は外国人若しくは外国法人(次条において「外国政府等」という。)**との間の電気通信業務に関する**協定又は契約(次条において「協定等」という。)**の認可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(審査基準)

第19条 認可は、次の各号に**掲げる協定等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項**に適合していると認められる場合に行う。(削る)

(1) 国際電話等(報告規則第1条第2項第20号に規定するものをいう。)、衛星移動通信サービス(報告規則第1条第2項第5号に規定するものをいう。)、携帯電話における国際ローミングサービス(施行規則第27条第1号ハに規定するものをいう。)の提供に関する提携を内容とする協定等 **次に掲げる事項**

ア 外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。

イ 当事者が取得し、又は負担すべき金額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

ウ 当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

エ 当事者が当事者以外の者との間で締結している協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

オ 通信の安全性及び信頼性が確保されていること。

カ 条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していること。

キ その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害するものでないこと。

(2) 本邦に陸揚げされる海底ケーブルの建設保守に関する協定等 次に掲げる事項

ア 外国政府等が、協定等の締結先として適した者であること。

イ 当事者間の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

ウ 当事者が当事者以外の者との間で締結している協定等と比べて、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

エ 通信の安全性及び信頼性が確保されていること。

オ 条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していること。

カ その他協定等の内容が、電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがない等、公共の利益の増進を阻害するものでないこと。

(3)～(8) (削る)